

規制と傾向

オーストラリアの外国直接投資

主な基準額

2億5,200万豪ドル	M&A: 企業と信託に実質的な利害関係 不動産: センシティブでない開発済み商業用地
5,500万豪ドル	M&A: 農業関連ビジネスに直接の利害関係 不動産: センシティブな土地
1,500万豪ドル	不動産: 農業用地 (累積的基準額)
0豪ドル	外国政府による投資: 全ての不動産およびM&A案件 不動産: 居住用の土地および更地

主な変更

-  **コスト引き上げ:**
5,000豪ドルから10万1,500豪ドルの申請手数料支払い
-  **監視の強化:**
積極的な規制機関の追加
-  **より複雑化:**
46のガイダンス・ノートをもつ完全に新しい法律
-  **高まるリスク:**
投資金融資産引き上げを含む刑事および民事罰則



2015年3月1日	2015年12月1日	2015年12月20日	2016年3月31日	2016年5月3日	2016年5-7月	2016年7月2日	2016年7月以降
農業用地および農業関連ビジネス取引での新規制	オーストラリアの外国投資制度が完全に書き換えられ改正	最後のFTAが施行 (中国、韓国および日本)	重要な国家保有資産の買収における新規制	税関連条件の新「基準」が改定	「暫定期間」: 「重要」な提案が連邦選挙後まで遅延	連邦選挙	特に上院無所属議席におけるより不透明な政治情勢

センシティブ分野

-  **農業関連ビジネス:**
S. Kidman and Co 所有地に対する外国人購入者への売却が遮断
-  **民営化:**
Ausgridの遮断
許可が降りた場合、外国資本率に上限設置
\$25.1bn
-  **ヘルスケア:**
ヘルスケア分野の案件に対し課される条件の厳格化
-  **交通/インフラ:**
州または準州による売却でも、重要なインフラ資産は審査対象に

<p>David Moore</p>  <p>パートナー 外国投資アドバイザー</p> <p>T: +61 2 6225 3044 M: +61 412 961 343 david.moore@minterellison.com</p>	<p>Geraldine Johns-Putra</p>  <p>パートナー ジャパン・デスク</p> <p>T: +61 3 8608 2310 M: +61 411 183 968 geraldine.johns-putra@minterellison.com</p>
--	---

- キャンベラオフィスは財務省と密接な関係を持っています
- 政治的、商業的そして経済的に、戦略的な外国投資アドバイザーを提供いたします
- 早い段階による効果的な取り組みで解決を行います

備考

FTA締結国からの投資家に対し、めったに適用されることはあないものの、より高い基準額が定められています